由利本荘市起業者融資利子補給金交付要綱

令和５年４月１日

改正　令和５年12月28日

改正　令和６年４月１日

（趣旨）

第１条　この要綱は、市内で新たに起業する者等に対して支援を行うことにより、起業を促進し、地域の活性化及び雇用の促進を図ることを目的として、起業するために融資を受けた者に対して、予算の範囲内で利子補給金を交付することについて、由利本荘市補助金等の適正に関する条例（平成１７年由利本荘市条例第５３号）、由利本荘市財務規則（平成１７年由利本荘市規則第４０号）及び由利本荘市納税等に係る公平性の確保に関する条例（平成２５年由利本荘市条例第８号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付対象）

第２条　利子補給金の交付の対象となる融資（以下「対象融資」という。）は、令和６年４月１日以後に受けた起業に要する資金の融資（借換資金のために受けた融資は除く。）であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

（１）　秋田県が実施する融資制度のうち起業者向けの融資資金

（２）　日本政策金融公庫が実施する融資制度のうち起業者向けの融資資金

（３）　民間金融機関が実施する融資のうち、第１号及び第２号の起業者向けの融資資金の標準的な条件に準じるもの

２　利子補給金の交付の対象となる者は、次に掲げる各号の要件の全てに該当する者とする。

（１）　対象融資の申し込み時において、起業する予定の者又は起業後１年未満の者

（２）　女性又は対象融資の申し込み時において３５歳未満の若年者。法人にあっては代表者が

　　これを満たすこと。

（３）　市内に新たに本社もしくは主たる事業所を設置する法人又は市内に新たに主たる事業所を設置する個人であって、引き続き市内で事業を営むことが確実と認められる者

（４）　法令に基づく許認可等を必要とする事業を営もうとする者にあっては、当該許認可等に係る登録、届出等を行っていること。

（５）　由利本荘市納税等に係る公平性の確保に関する条例（平成２５年由利本荘市条例第８号）第２条及び第４条並びに由利本荘市納税等に係る公平性の確保の特例に関する規則第２条及び第４条の規定による制限措置に該当しないものであること。市外在住の個人にあっては、当該居住地における市町村税（特別区税含む。）を完納していること。

（６）　由利本荘市暴力団排除条例（平成２３年条例第５３号）第２条第１号に規定する暴力団及び同条第２号に規定する暴力団員等でないこと。

３　前項の規定にかかわらず、別表１に掲げる事業、及びフランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業は、補助金の交付の対象としない。

（利子補給金の額及び交付対象期間）

第３条　利子補給金の額は、対象融資に係る支払利子（返済期日の遅延に係るものを除く。）に相当する額とし、交付の対象となる期間は、対象融資を受けた日から５年間とする。

（交付認定申請）

第４条　利子補給金の交付の認定を受けようとする者は、対象融資を受けた日から１カ月以内に起業者融資利子補給金交付認定申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（１）　金融機関が発行する融資の事実を確認できるもの

（２）　金融機関が発行する返済予定表の写し

（３）　信用保証協会が発行する信用保証決定のお知らせの写し（信用保証協会を利用する場合のみ）

（４）　許認可等を要する業種にあっては、許可証等の写し

（５）　法人にあっては履歴事項全部証明書の写し、個人にあっては個人事業開業届出書の写し

（６）　事業所又は店舗の位置が確認できる住宅地図等

（７）　誓約書（様式第２号）

（交付認定）

第５条　市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、利子補給金の交付の認定の可否を決定して、起業者融資利子補給金交付認定（不認定）通知書（様式第３号）により当該申請をした者に通知するものとする。

（交付認定内容の変更）

第６条　前条の規定による認定を受けた者（以下「交付認定者」という。）は、当該認定に係る対象融資の内容を変更したとき、事業を廃止したとき、又は本店若しくは主たる事業所を市外に移転したときは、起業者融資利子補給金交付認定変更申請書（様式第４号）に当該事実が確認できる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請の内容を審査した結果、認定の内容を変更したときは、起業者融資利子補給金交付認定変更通知書（様式第５号）により当該申請をした者に通知するものとする。

（交付申請）

第７条　交付認定者は、利子補給金の交付を受けようとするときは、起業者融資利子補給金交付申請書（様式第６号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（１）　利子の支払をしている事実が確認できるもの

（２）　市内で事業を実施している事実が確認できるもの

（３）　由利本荘市納税等に係る公平性の確保に関する条例施行規則第３条第２項で定める納税等状況調査同意書及び由利本荘市納税等に係る公平性の確保の特例に関する規則第８条第２項で定める制限措置に係る市税等の納税等状況調査同意書。市外在住の個人にあっては、当該居住地における市町村税の完納証明書

（４）　その他市長が必要と認める書類

２　前項に規定する申請は毎年１月１日から１２月３１日までの期間に支払った対象融資に係る利子について翌年３月１５日までに行わなければならない。

（交付決定）

第８条　市長は、前条の規定により申請があったときは、当該申請の内容を審査し、利子補給金の交付の可否を決定して、起業者融資利子補給金交付（不交付）決定通知書（様式第７号）により当該申請をした者に通知するものとする。

（請求及び交付）

第９条　前条の規定により利子補給金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、請求書を市長に提出するものとする。

２　市長は、前項の規定により請求書の提出があったときは、速やかに利子補給金を交付するものとする。

（調査）

第10条　市長は、この要綱の適正な運用を図るため必要があるときは、交付決定者に必要な書類の提出を求め、当該交付決定者の実情を調査することができる。

（利子補給金の交付の取消し等）

第11条　市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、利子補給金の交付の決定の一部又は全部を取り消すことができるものとし、当該取り消しに係る部分に関し既に交付した利子補給金があるときは、その返還を命ずるものとする。

（１）　偽りその他不正な手段により交付決定又は交付を受けたとき。

（２）　この要綱の規定に違反したとき。

（３）　対象融資に係る取扱金融機関への元利金返済が６カ月にわたり滞ったとき。

（４）　対象融資に係る代位弁済を受けたとき。

（５）　その他市長が不適当と認めたとき。

（補則）

第12条　この要綱に定めるもののほか利子補給金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

　附　則（令和５年１２月２８日）

この要綱は、令和５年１２月２８日から施行する。

　附則（令和６年４月１日）

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

別表１（第２条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 農業 | |
| 林業（素材生産業及び素材生産サービス業を除く。） | |
| 漁業 | |
| 金融・保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く。） | |
| 医療、福祉の医療業のうち病院、一般診療所及び歯科診療所 | |
| サービス業等のうち以下のもの | |
|  | 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第１項各号に定める風俗営業及び同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第１１項に規定する接客業務受託営業等、同法に基づく許可又は届出が必要な営業 |
| 易断所、観相業、相場案内業 |
| 競輪・競馬等の競走場、競技団 |
| 芸妓業、芸妓斡旋業 |
| 場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業 |
| 興信所（専ら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うものに限る。） |
| 集金業、取立業（公共料金又はこれに準ずるものは除く。） |
| 宗教 |
| 政治・経済・文化団体 |